ID:　65

担当部署:　企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用許可の取消し等
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例　第8条(第14条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和47年条例第26号

【根拠条文】

(使用許可の取消し)

第8条　この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる使用者に対して、市長は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限若しくは停止又は退去させることができる。

(管理の代行等)

第14条　市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2　前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1)　センターの使用の許可に関する業務

(2)　センターの運営に関する業務

(3)　センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、センターの運営又は維持管理上市長が必要があると認める業務

3　第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の第4条第2号、第5条の2第3項、第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条第2号中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得た」と、第5条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日